



## 今後制定・策定を予定している条例・計画等にご意見をいただきました

9～12月に実施したパブリックコメント・意見募集でたくさんのご意見をいただきました。主なご意見等と区の考え方の要旨を紹介します。

### 1 施設使用料等の改定案 (素案)

6年11・12月に実施した意見募集では、116人の方からご意見等(116件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
ふるさと納税で減収の中、使用場所の受益者負担が増えるのはやむをえないこと。子どもや子育て家庭に配慮した変更も良いと思う。	改定案に基づき見直しを行うとともに、引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねていきます。
諸物価が値上がりして区民の生活も大変になっている現在、施設利用料金を値上げすべきではないと思う。区民は税金を納めているので、公共料金の値上げは抑制的であるべきである。	今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費の規模が増加していることから、将来にわたって施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行う等、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。ご理解をお願いします。

☎ 政策企画課 ☎5432-2192 📠 5432-3047

### 2 (仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例 (素案)

6年9・10月に実施したパブリックコメントでは、8人の方からご意見等(26件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
犯罪被害者等に対し、専門的知識に基づく適切な支援を行うためには、これに従事する職員の人材の育成及び資質の向上等が必要であり、このための施策が重要であると思われる。	犯罪被害者等相談窓口に配置する犯罪被害者等相談員の人材の確保や育成は大変重要なことと考えています。人材の確保や育成に関しては、条例に基づき制定する運用方針にて具体的に規定し、実施していきます。
犯罪被害者は、全く過失がないにもかかわらず、治療のため病院へ通ったり、仕事を休まなければならないと経済的な負担が生じる。家族が被害に遭った場合も、サポートのために仕事を休む必要がある。犯罪被害の影響について理解を促進するとともに、犯罪被害者本人や家族が仕事を休みやすくなることや、経済的なサポートが必要だと思う。	現在、区では、犯罪被害者やご遺族のための弔慰金等の給付や、ご家族が利用できる日常生活をサポートするための支援策を検討しています。いただいたご意見を踏まえ、引き続き犯罪被害者等に有用な支援策となるよう検討を進めていきます。また、第6条では、仕事が続けられるよう、事業者の役割を規定しています。

☎ 人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 📠 6304-3710

### 3 世田谷区環境基本計画 (素案)

6年9・10月に実施したパブリックコメントでは、50人の方からご意見等(171件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
住民や事業者の「手入れ」は理念としては素晴らしいと思うが、最近の人々のコスパやタイプを重視する傾向の中では難しいのではないだろうか。初めの一步を引っ張り上げる仕組みを作ることが大事だと思う。	第7章に記載のとおり、区として「手入れ」の後押しを行っていきますが、そのことがより明確になるように、第3章「2. 理念」の図等を修正します。また、区民の行動変容を促すために、人々が身近に感じやすい分野や関心のある分野からの周知・啓発を行っていきます。
環境教育については、人や動植物の命が地球につながり、互いに影響しあって、命を支え育んでいることを実感できる体験を子どもの頃から積み重ねることが重要だと考える。	いただいたご意見のとおり、子どもの頃から実践や体験の場を設けることは、環境に興味・関心を持ち、環境をより良くするために果たすべき人々の責任と役割を理解する上で、重要な要素となります。そのため、計画案において教育委員会との連携に関する記載を追記します。

☎ 環境計画課 ☎6432-7131 📠 6432-7981

### 4 世田谷区子どもの権利条例 (素案)

6年9・10月に実施したパブリックコメントでは、28人の方からご意見等(44件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
子どもと一緒に条例を読んで、「権利」や「主体」という言葉が分かりにくいと感じた。条例を普及するためのサイトやパンフレット等では、言葉を掘り下げていくようなコンテンツがあったらよい。	「権利」という言葉は多様な意味で用いられているため、「子どもの権利」が人権であることを丁寧に説明していく必要があると考えています。条例の解説書の作成や、効果的な普及啓発方法について検討していきます。
「権利」と「義務」はセットで考えるべき概念である。しかし、条例には子どもの権利ばかりで義務については一言も触れていない。まだ善悪の価値観について未熟な若年層に権利ばかりを教えるのは健全な精神の醸成に悪影響がある。	(公財)日本ユニセフ協会は「子どもの権利条約」について、子どもの権利は、全ての子どもが無条件にもっているものであり、権利は義務や責任を果たしたときに報酬として与えられるものではないと解説しています。本条例により、子どもたちには、子どもの権利があることだけでなく、子どもの権利は大人や他の子どもの権利を尊重したうえで成り立つことも伝えていきます。

☎ 子ども・若者支援課 ☎5432-2528 📠 5432-3016

### 5 世田谷区子ども・若者総合計画 (第3期) (素案)

6年9・10月に実施したパブリックコメントでは、16人の方からご意見等(32件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
子どもの権利条例(素案)の第24条「区はこの条例の存在と理念について、全ての区民に理解してもらうよう努めていきます。」について、パンフレットを配っただけでは理解できない内容なので、実際の生活の場面で条例のことを思い出してもらえるようになるとうい。	保護者を含めた乳幼児教育・保育施設向けの子どもの権利意識啓発プロジェクトや、子どもの権利の日の制定による子どもの権利に関する普及啓発と気運醸成等により、日常的な場面において、子どもの権利がしっかりと根付いていくよう、計画に基づき取り組んでいきます。
ヤングケアラーへの支援や、ヤングケアラーをそもそも発生させない取り組みを行ってほしい。	ヤングケアラーが早期に必要な支援につながるよう、周囲の大人の気づきの感度を上げる普及啓発の取組みやヤングケアラーコーディネーター業務等、支援基盤の強化を図っています。ヤングケアラーの背景には、子ども・教育・高齢・障害・生活福祉等の複合的な課題があることから、各分野の支援者がヤングケアラー支援の視点を持ち、横断的連携を図りながら、ヤングケアラーの子ども・若者の将来を見据えた支援に取り組んでいきます。

☎ 子ども・若者支援課 ☎5432-2528 📠 5432-3016